

# 企業方針8

## コンプライアンス・プログラム

### 目的

1946年Homer H. Stryker博士による設立以来、ストライカーは、適用されるあらゆる法令を順守し、最高の倫理基準に従って会社業務に取り組んできました。本コンプライアンス・プログラムは、私たち一人一人が、継続して倫理に適った合法的行為への義務を果たすことができるよう、ストライカーの取締役会によって定められました。

### 適用範囲

本プログラムは、ストライカー、国内外の子会社、部門、事業ユニット(以下、「部門」と総称)の全従業員、役員、取締役に応用され、当社行動規範に規定されているコンプライアンス手順を補完しています。

### 基本方針

1. 従業員、役員、取締役:ストライカーの全従業員、役員、取締役には、ストライカーの行動規範、適用される法律、ポリシー、手順、そして本コンプライアンス・プログラムに従う責任があります。取締役、本社と部門の役員、ストライカーのマネジメントによって特定されているその他の従業員は、年に一度、上記の法律、ポリシー、手順を理解し、それらに従っていることを、文書で確認することが義務づけられています。
2. ストライカーの部門
  - 2.1. ストライカーでは、事業部門を通して事業活動を行っており、ストライカーの各部門には、倫理的かつ合法的に業務を遂行する責任があります。
  - 2.2. 部門プレジデント 社長またはストライカーの各部門の責任者(以下、「部門プレジデント」)には、従業員が、適用される法律、ポリシー、手順、倫理基準に精通し、それらに従っていることを確認する重要な責任があります。部門プレジデントは、部門コンプライアンス・オフィサーおよび部門コンプライアンス委員会を指名して、社長がこれらの責任を果たせるように補佐し、部門コンプライアンス委員会の委員を務めるものとします。
  - 2.3. 部門コンプライアンス・オフィサー 部門コンプライアンス・オフィサーは、部門のオフィサーまたは部門の上位にある管理職が務めるものとします。部門コンプライアンス・オフィサーは、部門コンプライアンス委員会の委員長を務め、その活動を指揮します。部門コンプライアンス・オフィサーは、部門プレジデント、ストライカーのチーフ・コンプライアンス・オフィサーおよび法務部門責任者に直属します。
    - 部門コンプライアンス委員会 各部門コンプライアンス委員会は、部門プレジデント、コンプライアンス・オフィサー、部門プレジデントがふさわしいと判断するその他の従業員で構成されます。各部門コンプライアンス委員会は、以下に対する責任を担います:
      - 適用される法律と規準に関する知識 部門コンプライアンス委員会は、ストライカーの行動規範、ストライカーのポリシーマニュアル、部門別の従業員ハンドブック、ストライカーと部門によって確立されたその他のポリシーおよび手順、部門の業務活動に適用される全法令に精通しているものとします。
      - 教育と訓練 部門コンプライアンス委員会には、従業員に対して、適用される法律、ポリシー、手順に関する教育および訓練を提供する責任があります。
      - 監視/監査 部門コンプライアンス委員会には、適用される法律、ポリシー、手順へのコンプライアンスを監視する監査手順を確立する責任があります。
      - 報告 部門コンプライアンス委員会は、部門プレジデントおよび部門コンプライアンス・オフィサーを通じて、コンプライアンスに関する全問題をストライカーの最高経営責任者(CEO)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、法務部門責任者、最高財務責任者(CFO)のいずれかに報告するものとします。また、部門プレジデントは、年に一度、部門のコンプライアンス状況をストライカーの取締役会と共にレビューします。

3. ストライカーのチーフ・コンプライアンス・オフィサー、法務部門責任者、本社財務責任者
  - 3.1. チーフ・コンプライアンス・オフィサー ストライカーのチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、ストライカーのコンプライアンス・プログラムと活動を監督する責任を担います。その中には、コンプライアンスと責任回避への取り組み支援における、ストライカーの部門コンプライアンス・オフィサー、部門コンプライアンス委員会、本社コンプライアンス委員会との協力、潜在的な責任問題の特定とそれらの問題に対処するためのアクションプランの策定と実施、会社のコンプライアンス活動および状況の監査と監視が含まれます。
  - 3.2. 法務部門責任者 ストライカーの法務部門責任者と法務部スタッフは、コンプライアンス・プランの策定、実施、管理において、各部門と会社を補佐する責任があります。コンプライアンス・プランには、部門の業務活動に適用される法令に関して助言を与えることや、教育プログラムとコンプライアンス監視プログラムの開発と維持管理において、各部門を補佐することなどが含まれます。
  - 3.3. 本社財務責任者 ストライカーの最高財務責任者、コントローラー、トレジャラー、内部監査担当バイスプレジデント、税務担当バイスプレジデント、本社財務部スタッフは、各部門と会社が、適用される財務、税、報告、会計の各法律および要件に準拠するよう、また、これらの法律や要件への違反が報告された場合は、その調査において各部門を補佐する責任を担います。
4. ストライカー本社コンプライアンス委員会: ストライカー本社コンプライアンス委員会は、財務、リスク管理、コンプライアンス、法務、人事、内部監査、薬事/品質、IT、会社全体のその他職務からの本社上級代表者によって構成されます。委員会の責任には、職務間でのコンプライアンスおよび責任回避の活動の調整、全社的なコンプライアンス・イニシアチブの実施、各部門のコンプライアンスおよびリスク回避の取り組みへのサポートと監督などが含まれます。
5. ストライカー取締役会: ストライカーの取締役会は、ストライカーのコンプライアンスプログラム運営に対して監督責任があります。
6. 報告、調査、施行
  - 6.1. ストライカーの従業員は、法律、またはストライカーのポリシーや手順への違反の疑いがある行為について、社長か各部門のコンプライアンス・オフィサー、または会社の最高経営責任者、法務部門責任者、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、最高財務責任者のいずれかに報告する必要があります。部門プレジデントおよびコンプライアンス・オフィサー、法務部門責任者、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、最高財務責任者は、受理した報告をすべて最高経営責任者に報告するものとします。重大な違反はすべて、ストライカーの取締役会に報告されます。
  - 6.2. 報告者の身元は、「知る必要がある」場合を除いて、(報告者が望む場合は)明かされることはありません。報告は匿名で行うこともできます。報告された違反はすべて、直ちに調査に付されます。従業員には、会社が乗り出した調査に全面的に協力することが義務づけられています。
  - 6.3. ストライカーでは、コンプライアンス強化のため、解雇を含む妥当な懲戒処分を行います。懲戒処分の事由は以下のとおりです: (a) ストライカーの行動規範、本コンプライアンス・プログラム、その他の会社または部門別のポリシーを含む、適用される法律、ポリシー、または手順の違反。(b) 違反報告の不履行。(c) 誠意を持って疑わしい違反を報告した従業員に対する報復。(d) 役員または上司が違反の予防または発見に対して適切な配慮を怠った場合。
  - 6.4. ストライカー・コンプライアンス・プログラムに関する質問は、社長または該当する部門のコンプライアンス・オフィサー、ストライカーの最高経営責任者、法務部門責任者、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、最高財務責任者のいずれかにお問い合わせください。